

# **障害者総合支援法および児童福祉法における 相談支援（ケアマネジメント）の基本**

**有限会社あいの手介護サービス  
主任相談支援専門員 小林 幸夫**

## **この研修（講義）の獲得目標**

**法における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割と両者の関連性について理解する。**

- ①相談支援事業の基準に基づく相談支援専門員としての責務と業務を理解する。**
- ②障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者や児童発達支援管理者の責務と業務を理解する。**  
また、事業所管理者とサービス管理責任者の相違点についても、理解する。
- ③相談支援専門員とサービス管理責任者との連携の在り方と、その重要性を理解する。**
- ④サービス等利用計画と個別支援計画の関係について理解する。**

# I 相談支援事業について

3

## I 相談支援事業の成り立ちと 障害者総合支援法における相談支援事業

# 障害者への相談支援事業の経緯

## 平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業………(平成8年)
- ◆知的障害者：障害児(者)地域療育等拠点施設事業…(平成2年)  
→障害児(者)地域療育等支援事業………(平成8年)
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業 …………(平成8年)

## 平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆措置から契約へ
- 相談支援事業一般財源化
- ◆国の補助事業から市町村事業へ

## 平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始(相談支援事業が法律に明記)  
⇒相談支援専門員の創設  
⇒サービス利用計画作成費の創設

## 平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆相談支援体系の見直し  
⇒特定相談支援  
⇒一般相談支援  
⇒障害児相談支援の創設

5

相談支援に関する平成20年当時の議論（平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会（報告）資料より一部編集）

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



### ① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)  
研修事業の充実

### ② ケアマネジメントの在り方

- ・定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。  
→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

### ③ 自立支援協議会の活性化

- ・設置状況が低調  
→ 法律上の位置づけの明確化
- ・運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい  
→ 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

## 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

### 【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)(障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、\*社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)においても大きく取り上げられてきた。

### 【趣旨】\*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡(抜粋)

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

 サービス等利用計画はツール

### 【目指すもの】

○各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

○そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

7

## 障害者相談支援事業

### 地域生活支援事業実施要綱より抜粋

#### <事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

#### <実施主体>

**市町村(指定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可)**

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等を行うことが適当。

#### <事業の具体的な内容>

- ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ② 社会支援を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等